

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
9	山形県水資源保全条例	<p>知事が指定する「水資源保全地域」内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取引等に係る届出 <p>届出の対象：土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等） 届出義務者：現在の土地所有者（土地売買の場合は売主） 届出の時期：契約締結予定日の2か月前まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に係る届出 <p>届出の対象：土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 等 届出義務者：開発行為を行おうとする者 届出の時期：開発行為の着手予定日の2か月前まで</p>	届出	環境エネルギー一部 環境企画課 (023-630-3043)	<p>村山地域</p> <p>最上地域</p> <p>置賜地域</p> <p>庄内地域</p>	<p>村山総合支庁環境課（023-621-8425）</p> <p>最上総合支庁環境課（0233-29-1285）</p> <p>置賜総合支庁環境課（0238-26-6102）</p> <p>庄内総合支庁環境課（0235-66-5708）</p>